

## 後援会 会則

- 第1条 【名称】この会は、社会福祉法人ふじみ愛育会（以下「ふじみ愛育会」という）後援会と称する。  
（所在地 富士見市鶴馬2-19-43 こぼと保育園内）
- 第2条 【目的】本会の目的は、ふじみ愛育会の経営及び事業を援助することとする。
- 第3条 【会員】本会の会員は、「正会員」及び「賛助会員」をもって構成する。  
1) ふじみ愛育会の経営・管理する保育園の在園児保護者。  
2) ふじみ愛育会職員及びこの会の目的に賛同する人。
- 第4条 【年会費】会員は、会費を納め本会への入会とする。  
1) 正会員は、1世帯につき年額3,000円および保育事業協力金として定められている金額。  
2) 賛助会員は、年額3,000円とする。
- 第5条 【活動】第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。  
1) ふじみ愛育会が経営・管理する保育園の維持とより良い保育環境のための資金調達  
2) その他の必要な諸活動
- 第6条 【意志決定】第5条の活動のため、意思決定機関として総会及び役員会をおく。
- 第7条 【総会】総会は、本会最高意思決定機関とし、年1回の定期総会の他、臨時に開くことができる。  
総会は以下の事項を決定する。  
① 役員承認  
② 会則変更承認  
③ 事業計画および事業活動承認  
④ 予算・決算および会計監査報告承認  
⑤ その他の重要事項  
総会は、正会員のうち出席した世帯数および賛助会員の過半数による議決とする。
- 第8条 【役員・任期】本会に、次の役員をおく。  
1) 会長1名 副会長2名以上の若干名 会計2名 会計監査3名 役員3名以上の若干名  
2) 任期は、第7条に定める定期総会から次の定期総会までの期間とする。再任は妨げない。  
また役員が活動に従事できない場合、代理をたてることができる。
- 第9条 【役員会】役員会は、必要に応じて会長が招集し、会の運営やその他必要事項について審議する。
- 第10条 【保育事業協力金】第9条の役員会の審議決定に基づき、会員に保育事業協力金を集めることができる。
- 第11条 【事務局】役員会の下に事務局を置き、日常の業務を処理する。  
事務局は富士見市鶴馬2-19-43 こぼと保育園内に置く。  
1979年5月20日成立 1997年5月15日改正 2002年4月1日改正 2006年4月18日改正  
2007年4月14日改正 2010年4月17日改正

## 後援会会則 附則

- 第1条 会則第5条【活動】2) その他の諸活動について、主に以下の通りとする。  
① 年数回の会報誌『こぼとつこ通信』の発行・発送を行う。  
② 賛助会員拡大のための広報活動を行う。  
③ 職員の研修補助を行う。  
④ 所有する機材の管理・活用を行う。  
⑤ 各園相互の交流をはかる。
- 第2条 会則第8条【役員・任期】について、役員はOB・保護者・職員も含め各園から3名選出する。その他必要に応じて、個人・団体から若干名選出できる。
- 第3条 会則第10条【保育事業協力金】について、各園に置かれる運営協議会と連携をとり、明確な使途目的のもと計画的に協力金を募るものとする。
- 第4条 附則変更は、役員会の承認とする。  
2006年4月18日成立